

消費生活にゅーす

くらしの
安全安心



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-3613）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



消費生活トピックス



「定期縛りなし」の文言に注意！

『定期縛りなし』というネット広告を見てサプリメントを購入したら、実際は定期購入だった。解約したい

全国の消費生活センターには、「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告を見た消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。

「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」で、「いつでも解約できる定期購入」である可能性がありますので、契約時には注意が必要です。

インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。最終確認画面に取引条件や解約条件に関する適切な表示がなかったり、消費者を誤認させるような表示だったりした場合には、申し込みの意思表示を取り消すことができる場合があります。

交渉の際の証拠となる最終確認画面は、スクリーンショットで必ず保存するようにしましょう。



オンラインカジノに手を出さないで！

タレントやスポーツ選手などの利用や利用の疑いが発覚し、「オンラインカジノ」をめぐる問題が広がりを見せています。

「オンラインカジノ」は、スマートフォンやパソコンを通じてオンライン上でゲームを行い、その結果に対して現金や暗号資産、電子マネーなどを賭けるものです。海外にはオンラインカジノを合法的に運営するサイトが多数あり、近年、日本人をターゲットとした日本語のサイトもみられます。

海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内からインターネットに接続をして賭博を行うことは犯罪です。日本国内で賭博をした者は、賭博罪として50万円以下の罰金又は科料、常習として賭博をした者は常習賭博罪として3年以下の懲役となります。

ネットの誤った情報を信じ込み軽い気持ちで利用し、検挙された例も多数あります。途中で止められなくなり、ギャンブル依存症になった例もあります。

「知らなかった」では済まされません、犯罪に巻き込まれないようにしましょう。



消費者のつどいの実施



令和6年度「消費者のつどい」を、2月23日（日）に丹波の森公園多目的ルームにおいて、丹波消費者センター、兵庫県金融広報委員会、丹波消費者団体連絡協議会の共催で開催しました。

はじめに、くらしの安全・安心推進員と丹波消費者団体連絡協議会の活動の一環として、参加者へ消費者トラブルの体験に関するアンケートを行いました。集まった貴重なデータは、今後の活動に生かしていく予定です。

次に、「生活設計啓発講習会」として公益財団法人NACS（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）の登録講師、足立明巳さんに生活設計とお金のトラブルについて、実体験を交えながらわかりやすくお話をいただきました。

参加者のみなさんにとって、身近なお話が多く、とても参考になりました。

アンケートに回答中の参加者



相談員経験豊富な足立講師

丹波地域にお住まいの方が、消費者トラブルについて問合せや相談をしたいとき

【丹波篠山市消費生活センター】（丹波篠山市役所地域振興課内）

☎ 079-552-1186 月曜～金曜 午前9時～午後4時30分

【丹波市消費生活センター】（丹波市役所くらしの安全課内）

☎ 0795-82-0899 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

※消費生活相談員不在の場合

【兵庫県立消費生活総合センター】 ☎ 078-303-0999